

資料5

獣医学教育の改善・充実に関する

調査研究協力者会議（第11回）

H23. 3. 7

分野別第三者評価 関係資料

資料5－① 分野別第三者評価についての過去の教審答申（抜粋）	1
資料5－② 獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方 （日本獣医師会学術部会 学術・教育・研究委員会報告）平成19年3月	3
資料5－③ 薬学教育の分野別第三者評価に関する資料	
薬学教育第三者評価の概要	21
薬学教育評価実施要項 （一般社団法人 薬学教育評価機構）平成22年5月版	23
薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準（本評価版）案 （一般社団法人 薬学教育評価機構）平成23年1月現在	35

『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）』（抄）平成14年8月5日

第3章 第三者評価制度の導入

4 専門分野別第三者評価

大学の専門性を様々な分野ごとに評価する、いわゆる専門分野別第三者評価についても、例えば日本技術者教育認定機構（J A B E E）が行っているように、将来的には多様な分野で行われることが必要である。しかし、現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはないところであり、認証評価機関による評価の義務付けは、当面、第三者評価の導入に対する必要性が特に強い法科大学院等の専門職大学院から開始することとする。

『我が国の高等教育の将来像（答申）』（抄）平成17年1月28日

第2章 新時代における高等教育の全体像

4 高等教育の質の保証

（3）認証評価制度の導入と充実

（ア）機関別、専門職大学院評価及び分野別評価

- （略）
- （略）
- 事後評価に関しては、社会的要請を踏まえれば、機関別評価と専門職大学院評価のみでなく分野別評価についても積極的に採り入れられることが期待される。その際、分野の特性に応じて学協会等関係団体の参画・協力を得ることが考えられる。また、教育に関する分野別評価に関連して、他の参考となるべき特色ある取組を促進する方策を講ずることも必要である。
- 評価結果に関する情報については、適時適切に社会や学習者に提供されるなど、高等教育の質の維持・向上のために活用されることが必要である。

（イ）評価の質の向上

- 高等教育行政の機能・役割の変化に際しては、多角的な評価機関が形成されることが不可欠の前提となる。機関別や専門職大学院の評価に加えて分野別評価が、分野の特性に応じて学協会等関係団体の協力を得ながら発展することが期待される。各種評価機関の形成のための国の支援も必要である。
- 認証評価制度をはじめとした評価の仕組みが社会に定着して活用されるに伴い、評価の質の向上を図るため、評価方法や評価基準等の不断の見直しと改善、評価する側の質の高さや適正さを担保するための仕組みを整えること等が、今後の重要な課題となろう。

第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

我が国の大学教育においては、大学の 신설や組織改編に際しての設置許可・届出、設置計画の履行状況調査、認証評価機関による定期的な第三者評価、個々の大学の自己点検・評価、情報公開といった仕組みにより、教育の質の保証と向上が図られている。

他方、大学・大学団体等が連携・協同して教育活動等に取り組むことにより、大学教育の質を維持・向上する様々な取組が進められている。

本章では、これらの質保証システムの在り方について述べる。

1 設置認可・届出制度（略）

2 第三者評価

（1）現状と課題

平成16年度から施行された第三者評価制度に関しては、現在、7年間の評価サイクルの第一期の途中であり、平成16年度までに設置されたすべての大学が平成22年度中までに評価を確実に受けることが目標となる。

（2）改革の方向

（ア）平成19年度までに評価を受けた大学は268校（全体の36%）であり（略）、当面は、制度の定着と確立を図りつつ、第二期に向けて改善すべき課題を集約・整理し、必要な見直しを図ることが求められる。

（イ）第三者評価制度の見直しに当たっては、分野別の評価をどのように進めていくかが重要な課題となる。

分野別の質保証の枠組みづくりを進めつつ、分野別評価へどのように進化させ、普及を図っていくか、その場合、第三者評価制度との関連をどのように考えていくか、「評価疲れ」という批判もある中、機関別・分野別両者の効率的で実効ある評価の仕組みはどうあるべきか等について、十分な研究を行い、平成23年度からの第二期に向けた着実な準備を進めていくことが必要である。

その際、高等教育のグローバル化が進む中、質保証に関する国際的な動向に十分留意することが求められる。

日本獣医師会学術部会
学術・教育・研究委員会報告

獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方

平成 19 年 3 月

社団法人 日本獣医師会

目 次

- 1 はじめに
- 2 獣医学教育の現状と改善に向けての取り組み
 - (1) 獣医学教育の現状
 - (2) 教育改善に向けた取り組みの経過
- 3 獣医学教育改善における外部評価の必要性
 - (1) 第三者評価としての外部評価の位置づけ
 - (2) 獣医学教育改善のための外部評価の必要性
- 4 獣医学教育の外部評価の基本的考え方
 - (1) 目 的
 - (2) 外部評価と大学の質の保証システム
 - (3) 外部評価の仕組み
 - ア 外部評価の実施体制
 - イ 外部評価の対象
 - ウ 外部評価の評価基準
 - エ 外部評価の方法
 - オ 外部評価の手順
 - カ 外部評価の手数料（審査料等）
- 5 さいごに
- 6 別 紙
 - (1) 別紙 1：獣医学教育改善に向けた活動の経過
 - (2) 別紙 2：獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム
(社団法人日本獣医師会学術・教育・研究委員会策定（平成 17 年 5 月）)

獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方

1 はじめに

BSE問題に端を発する食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病等の人と動物の共通感染症に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題とされている。

また、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコ等の小動物が伴侶動物として普及するとともに、人の介護・福祉、学校教育における動物の果たす役割の位置づけが進展し、更に、動物愛護・福祉や野生動物保護等の自然環境保全対策の整備が強く求められる等、わが国の社会経済、国民生活において動物医療の果たす役割に対する期待が格段に高まってきている。

一方、社会経済のグローバル化による国際競争が進展する中、獣医学教育研究体制の整備・充実を通じ、国際的レベルの獣医師の養成及び動物医療の質の保証を図ることが重要となっている。

これら動物衛生・食品衛生対策をはじめ、動物に対する診療や保健衛生の提供、動物愛護・福祉対策等の担い手は獣医師である。

今後とも動物医療及びその担い手である獣医師が社会の要請に答え得るよう、その質の確保と一層の向上を図ることが求められるが、特に獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育については、高度専門職業人としての獣医師の養成課程としての機能を十分に発揮することが極めて重要である。

2 獣医学教育の現状と改善に向けての取り組み

(1) 獣医学教育の現状

ア 獣医学教育については、修学年限が6年に延長され20年が経過したが、獣医学教育課程を有する大学（獣医学系大学）の現状を見ると国立大学法人のほとんどが、未だ特定学部の一学科に位置づけられたままであることに代表されるとおり、国公私立大学ともに1大学当たりの教育研究組織が小規模にすぎ、施設・設備をはじめ教員数等すべての教育環境の不備が各方面から指摘され続けたまま今日に至っている。

獣医学教育の国際基準（米国及びEUの獣医学教育認定の基準）に適合する獣医学系大学はなく、なかには獣医師国家試験の出題範囲に対応した

講座（研究室）数を大きく下回る大学もある。

イ 獣医師の養成及び動物医療の質の向上を図る上で、特に実学としての臨床獣医学と応用獣医学両部門の整備・充実は、獣医師に課せられた社会的任務を達成する上で、喫緊の課題といわれてきて久しい。「獣医学教育改善の目標」及び「目標の到達に向けての対応の基本的な方向」は、これまで教育改善に向けて関係者間で検討が行われ、提示されている。

一方で、国公立大学の大学法人化を受け、いわゆる自助努力と称する単一学内の関係する学問領域の連携による教員枠の融通等が手がけられているが、これまで獣医学教育に関する当事者間で練り上げた「獣医学教育改善の目標」の到達にはほど遠く、また、教員及び財政基盤などの改善のための投入資源が限定され、かつ、制約がある中で自助努力のみでは到底目標の達成を成し得ないことは明らかである。

（２）教育改善に向けた取り組みの経過

ア 獣医学教育の改善について、これまで関係者は一様に手を拱いていたわけではない。教育改善に向けた大学、関係省庁、関係団体等の関係者の活動の経過を見ると、その発端は40年近くを遡る昭和45年からの獣医学教育年限の延長要請に始まり今日に至っている。

イ 改善活動の経過を整理すると、【別紙1】のとおりであるが、活動は節目節目で大きく次のⅠ、Ⅱ及びⅢ期に分けられる。

（ア）教育年限の延長は実現したものの国立大学の再編整備が関係大学の学内事情をはじめ地域コンセンサスに至らずに成立せず、一方、平成2年に大学院連合獣医学研究科の設置に至った第Ⅰ期

（イ）その後しばらく活動の停滞を経て平成9年の財団法人大学基準協会による「獣医学教育に関する基準」の制定に始まり、平成13年の獣医学教育のあり方に関する懇談会における提言のとりまとめ、国立大学農学系学部長会議による「獣医学教育の改善のための指針」のとりまとめ、更に、平成16年の文部科学省の国立大学における獣医学教育に関する協議会（文部科学省協議会）による報告の提出等、結果として教育改善に向けての目標と考え方が定められただけに終わった第Ⅱ期

（ウ）大学の個性・特色に応じた教育の充実を目指した大学教育改革が推進

される中で第三者による大学評価と大学運営改善促進制度が導入され、これらの動きを受け、獣医学系の私立大学において相互評価の取組みが開始され、また、社団法人日本獣医師会を中心に全国大学獣医学関係代表者協議会、日本学術会議関係者により獣医学教育分野に特化した第三者評価のシステム作りの検討が開始されたことに始まる第Ⅲ期

3 獣医学教育改善における外部評価の必要性

(1) 第三者評価としての外部評価の位置づけ

ア 大学、学部等の設置に当たり必要な最低の基準が学校教育法に基づく大学設置基準として定められている。一方、学校教育法は、設置後においても大学の質の保証システムの一環として①大学自らの点検及び評価（自己点検評価）の実施に加え、②認証評価機構による評価（第三者評価）を受けべき旨の認証評価制度を規定している。

イ 大学の認証評価制度による自己点検評価と第三者評価は、大学の教育研究水準の向上に資するために教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について評価を行い（若しくは評価を受け）、その結果を公表することとされており、このことを通じ、大学が人材養成に対する社会的要請や学問の進展に対応した教育研究水準の維持向上を図ることを促すとされている。

なお、第三者評価は、大学の理念や教育活動の特色が多様であり、また、各大学が担う教育研究の分野も多岐に渡ることから、大学全体を組織体として評価する機関別第三者評価とともに、各大学の専門性を分野ごとに評価する専門分野別第三者評価の双方の実施を求めている。

(2) 獣医学教育改善のための外部評価システムの必要性

ア 我が国の大学の獣医学教育は、前述のとおり、「獣医学教育改善の目標」達成に向け、教育修業年限に見合う単独学部体制の整備・充実とあわせて国際的に通用する獣医師養成機関として国際的な保証システムとの連携を図ることが関係者における長年の懸案とされている。

イ 今後、獣医学系大学が、各大学の獣医学教育の理念・目的に基づき獣医学術の進展や高度専門職業人としての獣医師養成に対する社会的要請に

的確に応え得るよう、獣医学教育の改善を促進する必要があるが、現在、獣医学教育分野に特化した専門分野別の第三者評価を担う組織は存在しない。

ウ 文部科学省協議会は、自己点検評価と第三者評価を基本とする大学の質の保証に係る新たなシステムの発足にも関連し、獣医学教育の改善を推進する上において重要なのは、大学自らが成果を挙げ得る取り組みを実践することであり、取り組み成果の評価・検証を踏まえ、更なる検討が必要であるとしたところである。このことも踏まえ、獣医学教育分野に特化した第三者評価を担う外部評価システムを立ち上げる必要がある。

4 獣医学教育の外部評価の基本的考え方

(1) 目的

獣医学系大学は、各大学の教育研究理念に基づき、獣医学術の発展とともに、高度専門職業人としての獣医師養成に応える立場にあるが、獣医学教育の外部評価は、獣医学系大学が動物医療及び獣医師の質の向上に対する社会的要請を踏まえ、獣医学教育課程に係る教育研究体制の不断の改善を社会的理解の下で実現することを目的に行う。

あわせて外部評価の継続的实施と教育改善の計画的な推進を通じ、将来、外部評価と獣医学教育の国際認定システムとの連携を図り、国際的レベルの獣医師の人材養成につなげる。

(2) 外部評価と大学の質の保証システム

ア 現在、獣医学系大学は、獣医学教育改善の必要性を認識し、教育改善への取り組みをそれぞれ推進しているが、今後、限られた改善の資源を効果的に活用し、教育改善を社会的要請を踏まえ計画的に推進していくためには、各大学の改善への取り組みを常に評価・検証し、社会的評価の下で改善努力の成果を挙げ得るシステムの整備が必要となる。

なお、各獣医学系大学における改善への取り組みの評価・検証とその結果を踏まえての改善への更なる取り組みの必要性は、文部科学省協議会の報告においても明記されている。

イ 大学の質の保証システムとしては、学校教育法に基づく設置認可として

の大学設置基準と設置後の認証評価制度として大学による自己点検・評価及び認証評価機関による評価があるが、外部評価は当面、各獣医学系大学が教育改善への取り組みを推進する中で、獣医学教育課程の自己点検・評価を基礎に、これを専門分野別第三者評価として発展させたものとして位置づける。

(3) 外部評価の仕組み

ア 外部評価の実施体制

次の団体・機関から推薦を受けた有識者により構成される第三者組織を外部評価実施機関として立ち上げる。評価実施機関の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(ア) 全国大学獣医学関係代表者協議会

(イ) 日本学術会議

(ウ) 社団法人日本獣医学会

(エ) 社団法人日本獣医師会

(オ) 関係省庁

(カ) その他の関係団体・機関

イ 外部評価の対象

獣医学系大学の獣医学教育課程の教育・組織・施設等の状況を対象とし、次の事項について行う。

(ア) 教育・研究の目標と整備状況

(イ) 教育プログラム（カリキュラム）の整備状況

授業科目、講義・実験・実習、卒業論文・卒業研究、単位等

(ウ) 教育・研究の実施体制

教員組織、教育方法、成績評価、卒業認定、学生収容定員

(エ) 教育・研究環境の整備状況

施設・設備の整備状況、他の大学関係機関との連携

(オ) 教育目標達成度の自己点検・評価状況
評価基準、評価手法

(カ) 教育目標達成に向けての改善の方法

ウ 外部評価の評価基準

学校教育法に基づく「大学設置基準」、財団法人大学基準協会の「獣医学教育に関する基準」、国立大学農学系学部長会議の「獣医学教育の改善のための基本指針」、文部科学省協議会の報告及び社団法人日本獣医師会の「獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム【別紙2】」、更に、各大学が独自に定めている獣医学教育に係る教育研究理念を斟酌した上で、別に定める。

エ 外部評価の方法

大学自らが行う自己点検・評価結果としての自己点検評価書の分析・検討（書面調査）と大学の教育研究活動の実地の調査（訪問調査）により行う。

オ 外部評価の手順

(ア) 獣医学系大学は、各大学の獣医学教育課程に関する教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検・評価を行いその結果を自己点検評価書としてとりまとめる。

(イ) 自己・点検評価を実施した獣医学系大学は、その結果を添えて、外部評価実施機関に外部評価の申請を行う。

(ウ) 外部評価実施機関は、外部評価を行ったときは、その結果（改善を要する事項を含む。）を評価結果（案）として申請大学に報告し、結果について申請大学から意見を聴取した後、評価結果として確定の上、申請大学及び文部科学省に報告するとともに、評価結果は原則として公表する。

カ 外部評価の手数料（審査料等）

前記ウの外部評価の対象となる事項の書面調査、訪問調査等の評価事務に要する経費の実費相当額を基準として別に定める。

5 さ い ご に

(1) 国公立大学の運営が法人化された現在、大学の教育研究体制の整備・充実への取り組みは、大学の主体性・自律性に配慮しながら、大学自らが不断の自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善方を講ずることが求められる。

(2) 外部評価は、学校教育法第69条の3の規定に基づく認証評価制度の一環としての大学の自己点検・評価を基礎とし、これを発展させた専門分野別第三者評価として行うものである。

従って、外部評価は、獣医学教育を担い、その改善を目指す当事者である獣医学系大学の総意の下で発足させる必要があるが、外部評価を実効あるものとするため、外部評価は、獣医学系大学のすべてにより組織される全国大学獣医学関係代表者協議会と獣医学を含め科学に関する政策提言と審議等に当たる日本学術会議、更に、獣医学の振興を担う立場にある社団法人日本獣医学会及び社団法人日本獣医師会等の関係団体・機関との連携の下で、また、高等教育振興政策に当たる文部科学省の協力により、推進されることを求める。

(3) 外部評価の実現までには、今後、関係者の合意形成をはじめ、外部評価実施機関の立ち上げ、評価基準等の関係規程の整備等の準備が必要となるが、外部評価実現までの過渡的措置として自己点検・評価の結果を国公立の獣医学系大学間で横断的に評価する大学間の相互評価のシステムを更に発展・充実させることが急がれる。

(4) 獣医学教育改善についてのこれまでの関係大学、関係団体及び文部科学省、農林水産省をはじめとする関係省庁の取り組みの長期にわたる努力の経過を無にすることなく、また、その改善自体が道半ばにあることを関係者が十分認識した上で、今後、外部評価の円滑な推進を通じ、社会的理解の下での獣医学教育の改善が着実に進展されることを期待する。

学術部会 学術・教育・研究委員会委員

- 委員長 酒井 健夫 社団法人日本獣医師会理事（学術部会長）
- 副委員長 金田 義宏 社団法人岩手県獣医師会会長
- 江藤 文夫 社団法人宮崎県獣医師会会長
- 大橋 文人 社団法人大阪府獣医師会（大阪府立大学教授）
- 唐木 英明 日本学術会議第2部部長
- 喜田 宏 全国大学獣医学関係代表者協議会会長（北海道大学教授）
- 種池 哲朗 前私立獣医科大学協会会長（酪農学園大学教授）
- 局 博一 東京大学教授
- 吉川 泰弘 国公立大学獣医学協議会会長（東京大学教授）

【別 紙 1】

獣医学教育改善に向けた活動の経過

1 第 I 期（教育年限の延長から大学院連合獣医学研究科の設置まで）

- (1) 昭和 45 年以降：(社)日本獣医師会が獣医学教育年限の延長を文部省、農林省等に要請
- (2) 昭和 46 年：日本学術会議が、獣医学教育の修学年限を 4 年から 6 年に延長するよう内閣総理大臣に勧告
- (3) 昭和 47 年：農林省が、獣医学教育年限の延長を文部省に要請
- (4) 昭和 51 年：文部省の「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が、獣医学教育改善のため、修士課程積み上げ方式による 6 年制教育の実施の必要性を文部省大学局長に報告
- (5) 昭和 52 年：獣医師法の一部改正により、53 年度入学者から修士課程積み上げによる 6 年制教育が開始
- (6) 昭和 58 年：学校教育法の一部改正により、59 年度入学者から獣医学教育課程の修業年限が 6 年に整備
- (7) 昭和 58 年：「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が、文部省大学局長に報告
 - ア 6 年制教育に当たっては、学科を独立の学部とすることが望ましい
 - イ 国立大学については、獣医学科の総定員を変更しないものとして学部移行するとすれば、国立 10 大学の再編整備が必要
- (8) 昭和 60 年：国公立大学獣医学協議会が、獣医学教育改善に当たっての基本的考え方を取りまとめる
 - ア 国立大学の再編整備を推進
 - イ 再編整備は現有の教官数を基本
 - ウ 学部並み以上の規模とし、大学院の併設
- (9) 昭和 62 年：(社)日本獣医師会が、国公立獣医学系大学の再編整備の促進を文部省等に要請

- (10) 平成元年：文部省は、「再編整備は、学内事情等から進展しないが、今後とも地域コンセンサスを待ちながら対応する。」としたが、一方、連合大学院の基幹校の決定を受け、平成 2 年に岐阜大学及び山口大学に大学院連合獣医学研究科が設置

2 第Ⅱ期（団体、大学、文部科学省等における獣医学教育改善目標の設定等）

- (1) 平成 9 年：(財)大学基準協会が、「獣医学教育に関する基準」を定め、この中で整備目標を設定
- ア 1 大学の入学定員は 60 人を標準、120 人を超えない
 - イ 専任教員数は、学生 60 人までで 72 人以上、うち 18 人は教授
 - ウ 附属施設として、獣医臨床センターと先端的動物研究センターの整備
 - エ 自己点検・自己評価体制の整備
- (2) 平成 13 年：獣医学教育のあり方に関する懇談会（座長：黒川 清（日本学術会議副会長））が、関係 7 団体からなる獣医学教育関係者連絡会議（代表：(社)日本獣医師会会長 五十嵐 幸男）からの獣医学教育充実の方向についての諮問に対し答申を取りまとめる
- ア 学科を学部規模に充実。講座数（教授数）を国家試験出題科目に対応するよう確保するとともに入学定員に応じた十分な数を有する教員規模に整備
 - イ 国立大学の獣医学科を 3～4 の獣医学部に再編整備
- (3) 平成 13 年：国立大学農学系学部長会議が、「獣医学教育の改善のための基本方針」をとりまとめる
- ア 獣医学教育組織の規模は、大学基準協会基準を満たすことが望ましい。72 人以上の教員からなることが望ましいが、直ちに実現できない場合は 18 人以上の教授、54 人程度が最低限必要
 - イ 自助努力で改善できない場合は再編を考える。再編は全国を 5～6 地区に分け産業基盤を考慮し、既存の施設を利用
- (4) 平成 13 年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、「獣医学教育基準の達成に関する要望書」を獣医学系大学学長に提出
- ア 全ての国立大学が再編に参加し、北海道大学、東京大学、九州大学に新しい獣医学部の設置を目指す
 - イ 私立大学については、建学の精神に沿い学部教育の整備・充実に一層の努力

(5)平成 15 年：全国大学獣医学教育代表者会議が、調査結果を取りまとめる
ア 教員の質の改善：代表者会議が教員の教育実績、論文数、社会活動
実施状況の報告

イ カリキュラムの改善：①非常勤講師による短期集中講義の解消、
見学実習の改善を図り、臨床教育の充実と公衆衛生教育の
強化。②教員数の増加による新たな領域の教育充実。③卒
業論文を必須科目から選択科目に変更し、5～6 年次の選
択制、コース制の導入

ウ 教育システムの改善：①付属家畜病院の充実、産業動物臨床
センター（公衆衛生教育センター）の設置、②教員数の増加
により、最低でも国家試験関連 18 科目の教育体制と技術
教育（臨床ローテーション実習体制）の確保、25～28 講
座、教員数 87～96 人を目標

(6)平成 16 年：文部科学省の「国立大学における獣医学教育に関する協議会
（座長：梶井 功（東京農工大学名誉教授）」が、報告をとり
まとめる

ア 関係者の努力と基盤整備：国立大学の獣医学教育の充実のためには、
関係者の不断の努力と法人化による経営努力を活用した
基盤整備が必要

イ 大学を超えた統合：大学を超えた獣医学科の統合メリットは、有効
かつ重要。統合は、大学間の自主的話し合いと地域社会と
の合意形成が必要

ウ 教育研究体制の充実：教育目標の明確化と目標達成のための
カリキュラムを構成した上でスタッフの配置が必要。教育
体制の充実の中心は臨床分野。教員配置の数値目標は掲げ
ないが、国立大学農学系学部長会議が決議した改善策の
精神を基本に据え、自主的・自立的に最大限の努力

エ 国の支援：効果的教育サービスが行い得る大学に対する重点支援等、
充実へのインセンティブが働くことが必要。複数の大学の
有機的連携により幅広く、厚みのある機能強化を図る大学
に対する国の支援

オ 評価・検証：大学の改善への取り組みの評価・検証とその結果を
踏まえ、更なる検討が行われるべき

(7)平成 13 年以降：(社)日本獣医師会が、前記(2)の答申を受け、平成 13 年度
以降毎年度、獣医学教育体制の整備・充実を文部科学省等に
要請

- ア 国立大学：全国 10 国立大学の獣医学科を獣医学部体制に再編・整備。
再編の推進のため、学部創設に当たっての施設整備費等の助成
- イ 公立私立大学：学生入学定員に応じた教員数と施設・設備を有する学部規模への整備についての十分な助成

3 第Ⅲ期（獣医学教育改善に向けての外部評価取り組みの検討）

- (1) 平成 13 年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、同協議会の横断的評価委員会において、自己点検統一フォーマットによる横断的評価を開始。「獣医学教育の横断的評価調査報告」を取りまとめる
- (2) 平成 14 年：中央教育審議会が、第三者による外部評価システムの導入等を内容とする「大学の質の確保に係る新たなシステムの構築について」を答申
- (3) 平成 14 年：私立獣医科大学協会が、「私立獣医科大学における獣医学教育の相互報告書（平成 6 年度～12 年度）」を取りまとめる
- (4) 平成 16 年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、獣医学専門教育課程のカリキュラムを「代表者協議会標準カリキュラム」として取りまとめる
- (5) 平成 16 年：国立大学法人法が施行され国立大学法人制度が発足。文部科学大臣の示す中期目標の期間における大学の業務実績についての文部科学省国立大学法人評価委員会による評価制度が発足
一方、学校教育法が改正され、大学の教育・研究システムの評価制度が整備
 - ア 各大学における自己点検・評価の実施（学校教育法第 69 条の 3 第 1 項）
 - イ 第三者機関による認証評価の実施（学校教育法第 69 条の 3 第 2 項）
- (6) 平成 16～17 年：(社)日本獣医師会が、同会の学術・教育・研究委員会において、全国獣医学関係代表者協議会等の関係団体等とともに、大学が自己点検・評価を行うに当たり指標となるべき獣医学専門教育課程のカリキュラムを「標準的カリキュラム」として整備

- (7)平成 17 年：(社)日本獣医師会が、文部科学省、農林水産省、全国獣医学系大学学長に対し、獣医学教育の実質的改善を推進するため、日本獣医師会が定めた「標準的カリキュラム」を改善の進捗状況の自己点検・評価を行うに当たり、達成度の指標とすべき旨を提言
- (8)平成 17 年：私立獣医科大学協会が、「私立獣医科大学における獣医学教育充実に関する短期改善目標の達成度調査報告書（平成 14・15 年度）を取りまとめる
- (9)平成 17 年：(社)日本獣医師会が、獣医学教育の質の評価システムを文部科学省の指導の下で関係機関と共同で立ち上げることが必要との判断の下、平成 17 年から同会の学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育の外部評価のあり方」の検討を開始。18 年 3 月に議論の経過を中間とりまとめ（案）として整理し、全国大学獣医学関係代表者協議会に提示、意見を聴取
- (10)平成 18 年：国公立大学獣医学協議会が、私立大学と連携して相互評価を行うに当たり、その前段階としての国立各大学の自己評価の対応を検討するための小委員会を立ち上げ
- (11)平成 19 年：(社)日本獣医師会が、同会の学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方」を取りまとめる

獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム

1 講義

分野	科目	必修・ 選択の別	主な履修分野	単位数*	教員数** (人)
基礎獣医学	基礎分野	解剖学総論	比較解剖学、進化学、系統発生学	2	2
		解剖学各論	獣医組織学、細胞生物学、超微形態学	3	
		発生学・奇形学	胚の発生と成長、形質発現、奇形	2	1
		遺伝・育種・繁殖学	遺伝理論、品種論、育種論、家畜繁殖の特徴	2	2
		生理学総論	一般生理、膜理論、体液平衡、ストレス学説	2	2
		生理学各論	内分泌、中枢・末梢神経、繁殖、消化・吸収、泌尿、運動、呼吸・循環	3	
		薬理学総論	薬物反応論、標的器官と受容体、薬物作用全般	2	2
		薬理学各論	情報伝達の分子基盤、治療薬の作用機序	2	
		生化学総論	同化作用・異化作用、酵素反応	2	2
		生化学各論	糖・蛋白・脂質代謝の分子基盤、遺伝子発現機構	2	
		放射線生物学	RI、核医学	1	1
		動物行動学	個体と群の維持行動、行動の生理学的基盤、問題行動	2	2
		毒性学	毒物の作用、薬物の安全性	1	1
獣医感染予防・制御学	基礎・応用・臨床関連分野	微生物学総論	微生物の分類・鑑別法、進化、宿主、感染経路、消毒	2	2
		微生物学各論	病原性細菌・リケッチャ・ウイルスの性状、分子基盤	3	
		感染症学Ⅰ（伝染病学）	感染理論、感染予防と制御、海外悪性伝染病、新興感染症、検疫	2	2
		感染症学Ⅱ	国際獣疫論、疫学、国際法、感染予防・防御政策	1	
		病理学総論	炎症、変性・壊死、腫瘍、アポトーシス、リモデリング、免疫系細胞	2	2
		病理学各論	診断病理学、病理組織学、実験病理学、超微形態学（異常形態）	3	
		寄生虫学・寄生虫病学	寄生虫の生物学、寄生虫感染論、感染予防	2	2
		免疫学	免疫の機序、アレルギーの機序、免疫系細胞の異常	2	2
家禽疾病学	必修	ニワトリ、ウズラ等の鳥類の疾患（微生物学各論、感染症学、寄生虫病学の中でも取り扱う。）	1	1	

		魚病学	必修	魚類の疾患と予防、治療	1	1
		病態生理学	必修	病態発現の生理的機序、病態解析手法	1	1
		衛生学	必修	産業動物・伴侶動物の管理衛生、飼養衛生、予防衛生、衛生行政	2	2
社会獣医学	応用分野	実験動物学	必修	疾患モデル動物、実験動物の種特異性	2	2
		公衆衛生学総論	必修	疫学、獣疫学（国際獣疫学含む。）	1	3
		公衆衛生学各論Ⅰ	必修	環境衛生（大気、水質、土壌、騒音・振動）	1	
		公衆衛生学各論Ⅱ	必修	食品衛生（食中毒、畜産食品の衛生）と安全性評価	2	
		公衆衛生学各論Ⅲ	必修	人と動物の共通感染症、感染防御・予防対策	2	
		野生動物学・野生動物医学	必修	野生動物の生態と疾患	1	1
		獣医・畜産・環境法規（病院管理学を含む。）	必修	獣医師倫理、獣医師法及び関連法規、家畜伝染病予防法及び関連法規	2	1
動物愛護福祉・動物介在療法概論	選択	伴侶動物の福祉、人と動物のかかわりと福祉	1	1		
臨床獣医学	実証分野	内科学総論	必修	小動物・産業動物の診断と治療の概論	2	6
		皮膚病学	必修	皮膚の外傷、炎症、外部寄生虫感染症、アトピー	1.5	
		泌尿器病・生殖器病学	必修	腎疾患、膀胱・尿路疾患、子宮・産道疾患	1.5	
		消化器病学	必修	食道・胃腸の炎症、閉塞、捻転、消化不良	1.5	
		呼吸器病・循環器病学	必修	炎症、閉塞性疾患、心疾患、不整脈、血管障害	1.5	
		臨床病理学（血液病・代謝病・内分泌病学）	必修	臓器代謝障害、造血機能障害、線溶系異常、内分泌障害	2	
		外科学総論	必修	小動物・産業動物の診断治療学全般	2	6
		軟組織疾患学	必修	腫瘍、内臓疾患、ヘルニア	1.5	
		整形外科学	必修	骨折治療、頭部・脊椎損傷の治療	1.5	
		神経病・運動器病学	必修	中枢・末梢神経障害、筋腱・骨疾患	1.5	
		耳鼻・眼科・歯科・口腔外科学	必修	耳鼻・眼・歯・口腔の外傷、腫瘍、奇形	1.5	
		手術学	必修	手術適応、術式、消毒、術後管理	2	
		画像診断学Ⅰ	必修	X線撮影法、読影法	1	

	画像診断学Ⅱ	必修	CT、MRI、超音波、(シンチグラフィ)	1	
	麻酔学	必修	鎮痛、鎮静剤、吸入麻酔、バランス麻酔	1	1
	臨床繁殖学・産業動物臨床学	必修	牛、馬、豚、羊、山羊、家禽の疾病	3	2
計				86(うち必修単位数:82)	55

注 * : 1 単位は 15 時間。

** : 教員数は教授、助教授、講師相当で、講義を担当する責任教員の数。教員 1 人当たりの分担単位数は 2 単位を標準とするが、分野の専門性及び他講義との連携性により比率は必ずしも同一ではない。

2 実習及び卒業論文・臨床研究

分野	科目	主な履修分野	単位数*	教員数** (人)
基礎獣医学	解剖学実習	骨、筋、内臓の構造	2	5(8)
	組織学・微細形態学実習Ⅰ	正常形態	2	
	組織学・微細形態学実習Ⅱ	異常形態	2	
	生理学・薬理学実習	神経系、筋系、内分泌、呼吸循環系、消化吸収	2	
	生化学・発生工学実習	胚操作技術、遺伝情報解読法、胚発生	1	
	放射線生物学実習	RI 手技、核医学	1	
疾患予防・制御学	微生物学実習	細菌培養・同定、細菌・ウイルス抗体	2	6(12)
	寄生虫学・寄生虫病実習	寄生虫検査法、駆除法	2	
	衛生学実習	産業動物・伴侶動物の衛生(飼養、管理、畜産環境、輸送)	1	
	病理診断学実習	罹患小動物・産業動物の病理検査法	2	
	食品衛生学実習	中毒原因物質の同定、疫学調査	2	
	実験動物学実習	モデル動物、種差・系統差、飼育管理	1	

臨床獣医学	臨床形態学実習	骨折、脈管、内臓障害の形態学的把握	1	7(22)
	診断学基礎実習Ⅰ	問診、聴診、一般身体検査	2	
	診断学基礎実習Ⅱ	X線検査、エコー、心電図、CT、MRI	2	
	診断学基礎実習Ⅲ	血液検査、尿、糞便検査	2	
	麻酔学実習	鎮静・麻酔法と麻酔管理	1	
	手術学実習	手術法と術後管理	2	
	総合臨床実習（臨床繁殖学実習を含む臨床ローテーション方式）	皮膚、神経、呼吸器、循環器、運動器、血液・代謝、耳鼻眼科、口腔、消化器、泌尿器、生殖器の診断・治療	8	
卒業論文又は臨床研究		卒業論文課題又は臨床研究課題	6	
計			44（全て必修単位）	18(43)

注1 * : 1単位は45時間

** : 教員数の（ ）外は実習専任教員数、（ ）内は講義担当教員からの分担協力者数

注2 : 臨床ローテーションの内訳

1 小動物一般内科	左記の16専科のうち、8専科を必修とするが、1、6、7、12、13は必修の専科とする（ただし、12と13はいずれか一方を必修専科とする。）。
2 小動物循環器・呼吸器科	
3 小動物血液・腫瘍内科	
4 小動物皮膚科	
5 小動物眼科・神経科	
6 小動物一般外科	
7 小動物麻酔科・救急科	
8 小動物整形外科・歯科	
9 小動物軟部外科・腫瘍外科	
10 野生動物・エキゾチックアニマル診療科	
11 動物行動臨床科	

12 大動物内科	
13 大動物外科	
14 臨床繁殖科	
15 放射線診断・治療科	
16 臨床病理科	

3 講義及び実習（卒業論文又は臨床研究を含む。）の合計

単位数	教員数
130 単位（うち、126 単位が必修）	73 人（うち、55 人が講義担当の責任教員、18 人は実習担当の責任教員）

注：講義及び実習における科目は分野別に整理してあるが、分野別の単位数の合計の2割程度までは、各獣医学系大学の教育事情に応じ、他の分野別の科目あるいは新規の科目と入れ替えることができる。



薬学教育第三者評価の概要



一般社団法人

薬学教育評価機構

Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education



薬学教育第三者評価の概要(1)

1. 薬学教育第三者評価の実施に向けた準備

平成16年 2月 中教審答申

平成16年 4月 衆議院文部科学委員会 附帯決議

平成16年 5月 参議院文教科学委員会 附帯決議

平成16年12月 分野別評価としての第三者評価の実施に向けて検討を開始

平成17年度 日本薬学会薬学教育改革大学人会議 第三者評価検討委員会

○「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」の検討開始

文部科学省科学研究費「薬剤師養成を目的とした大学教育に対する外部評価
システムの構築のための基盤研究」

平成18年度 日本薬学会薬学教育改革大学人会議 第三者評価実施小委員会

○「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」の検討

○ 薬学教育第三者評価の実施体制構築の準備

文部科学省「認証評価に関する調査研究委託事業」(H18.11～H19.3)

平成19年度 日本薬学会薬学教育改革大学人会議 第三者評価実施小委員会

○「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」の策定、「実施要綱(案)」の作成、機構設立の準備

文部科学省「大学評価研究委託事業」(H19.10～H20.3)

平成20年度 一般社団法人 薬学教育評価機構を設立(H20.12)

社員:全国薬科大学・薬学部、日本薬学会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会

平成21年度 「自己評価21」の実施:全国の薬科大学・薬学部において、4年次までの教育プログラムについて

評価基準(平成19年度版)に基づく自己点検・評価を行い、各大学のHPで自己評価書を公開

平成22年度 「自己評価21」の結果を踏まえ、評価の準備を進める(「評価基準」改訂、「評価マニュアル」作成)

平成23年度 「トライアル評価」を3校対象に実施、「評価基準(本評価版)」の策定、

平成24年度 「本評価」初年度対象校において自己点検・評価

平成25年度 薬学教育評価機構による第三者評価(「本評価」)の実施



薬学教育第三者評価の概要(2)

2. 薬学教育第三者評価の対象

各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラムを定期的な評価の対象とします。

* ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとします。

3. 評価の目的および基本方針

1) 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。

(基本方針)

① 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。

② 教育研究活動等に対するピア・レビューを中心とする評価を実施します。

2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進します。

(基本方針)

① 各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。

② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。

② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設けます。

③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。



薬学教育第三者評価の概要(3)

4. 評価の実施方法

①大学における自己点検・評価

②1. 大学における自己点検・評価→「自己点検・評価書」

2. 機構における評価

評価チーム(書面調査、訪問調査)→評価委員会→総合評価評議会→各大学・社会

5. 評価の結果

総合判定の結果は「適合」、「不適合」で示します。機構は、本評価において、対象大学の薬学教育プログラムが「評価基準」の13の『項目』および57の『基準』について総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定します。一部に問題があった場合には判定を保留し、評価を継続します。薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定します。

6. 評価結果の公表等

- ・「適合」および「不適合」の場合:評価報告書をもって公表
- ・評価を「継続」する場合:当該大学の設置者および申請者にのみ評価報告書を送付

7. 評価の時期

- ・各大学は最初の評価を平成25年度から31年度の間を受け、以降7年以内に次回の評価を受ける。

8. 再評価・追評価

- ・再評価は、総合判定の保留により評価が継続となった大学の薬学教育プログラムを対象に、本評価において適合水準に達していないと判定された『項目』および当該『基準』に限定して実施
- ・追評価は、本評価において「不適合」と判定された大学の薬学教育プログラムを対象に、本評価において非常に重大な問題があると判定された『項目』および当該『基準』に限定して実施